

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

情報基盤強化税制

Q : 情報基盤強化税制が改正されるそうですが、どのようになるのですか？

A : 一定のソフトウェアが追加されるとともに、取得価額要件が70万円に下げられました。

【解説】

情報基盤強化税制とは、一定の資産を取得した場合に特別償却又は税額控除が認められる制度ですが、今年度の改正では次の要件が見直されました。

なお、通常改正は4月1日以後開始事業年度から適用されるのですが、この制度については早期適用を促す観点から、この4月1日以後終了する事業年度から適用できるとされていますので注意が必要です。

① 対象設備

部門間・企業間で分断されている情報システムを連携する一定のソフトが付け加わりました。

② 取得価額

資本金1億円以下の法人の対象となる設備の取得価額の合計額が300万円以上から70万円以上に引き下げられました。

③ 適用限度額

資本金が10億円超の法人については、対象設備の取得価額の合計額のうち、200億円を限度とすることとされました。(この改正は、この4月1日以後事業の用に供した設備が対象となります)

